

〔商法四四六〕 保険事故内容の不実通知による保険者の免責

〔判示事項〕

保険事故内容の不実通知の対象となるのは、事故の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況などのうち、保険会社の保険金の支払義務の有無、範囲、程度を調査、確定する上で必要とされる主要事実に限られ、これが故意により記載されたというためには、通知人が真実と異なることを認識していたというに止まらず、これにより、保険会社が事故原因の調査、損害てん補責任の有無の調査若しくはてん補額を確定するにつき、その妨げとなることの認識をも必要とする。

〔参照条文〕

商法六五八条、自家用自動車保険普通保険約款一五条IV

〔事実〕

訴外Aは、平成九年三月三〇日に、訴外Bの運転する車に追突し、Bの車はC所有の建物等に衝突した。CはD（新宮農業協同組合）との間で建物更生共済契約を締結していたために、平成九年一〇月三〇日に共済金二四七万二七五〇円を受け取り、その結果、同日にDはAに対する同額の損害賠償請求権を取得した。その後DはE（和歌山県共済農業共同組合連合会）に対して当該損害賠償請求権の権利移転を行った。

他方、Aは、Y保険会社との間で自動車保険契約を締結していたところ、事故当日、警察官に対し、C所有の建物等に衝突したのはAの車であるとの虚偽の交通事故の報告

大阪高裁平成二二年一〇月二七日
 第四民事部平成二一年（ネ）四〇五二号・同二二年（ネ）八〇九号
 求償金請求控訴・付帯控訴事件、請求棄却・付帯控訴棄却（確定）
 判例時報一七四〇号八七頁

を行い、これに基づき Y に対して保険金の請求をしたが、Y の調査から、C 所有の建物等に衝突したのは B の車であることが判明したため、Y は A からの保険金請求には応じなかった。捜査機関の捜査の結果、本件事故は前述の通り、A の運転する車が B 車に衝突し、そうして B の車が C 所有の建物に衝突したものであったとして、A は道路交通法一六条の罪で送致され、有罪判決を受け、同判決は確定した。

E は、A を被告として和歌山地方裁判所に対して求償金請求訴訟を提起し、同裁判所は平成一〇年九月一七日に二五万〇九七五円の元本およびこれに対する平成九年三月三〇日から支払済みまで年五分の割合による金員の支払を命ずる判決をした。E は X (全国共済農業協同組合連合会) と合併して平成一二年四月三日にその旨の登記をし、X が訴訟の承継をした(以下、被控訴人は X と表記する)。X は、自らを債権者として、債務者を A、第三債務者を Y とする債権差押命令に基づく債権取立訴訟を提起した。

原審(和歌山地裁平成一一年一月二五日、判例集未登載)は、最高裁昭和六二年二月二〇日(民集四一卷一五九頁)判決と同様の解釈をとり、本件は客観的にみて信義誠実の原則に違反する行為とみられないし、またそれに

より Y において損害が発生した場合ではないから、Y は免責されないと判示した。

Y は控訴したが、その控訴理由としては、おおむね以下のようなものであった。①前掲昭和六二年最高裁判決の前提に立ったとしても、本件は、控訴人に対し事故発生事情の調査、損害てん補責任の有無の調査若しくはてん補額の確定を妨げる目的等保険契約における信義誠実の原則上許されない目的のもとに事故通知をしなかった場合に該当するために、控訴人は損害のてん補責任を免れるはずである、②本契約の約款一五条四項は、「保険契約者又は被保険者が前条三号(事故内容の通知)……の書類に故意に不実の記載をし……た場合には、当会社は保険金を支払いません。」と規定しているために、本件において保険者は免責をされるはずである、というものである。

これに対し、被控訴人 X は、当該保険約款の存在は認めたと上で、おおむね以下のように主張する。すなわち、保険契約における免責条項の適用については、機械的ではなく、制度趣旨などに照らし実質的かつ厳格に解釈されるべきであり、本件においては、当初の事故報告(A車が直接 C 所有の建物に衝突した旨の届出)であっても、また、真実の事故内容(A車の追突により B 車が押し出され、C 所

有の建物等に衝突した)で報告された場合であっても、Aに損害賠償義務があること及びYに保険契約に基づく保険金支払義務があることに何ら異同はないというものである。

〔判旨〕

請求棄却、附帯控訴棄却

「Aと控訴人との間の自動車保険の保険約款の一般条項一四条には、「保険契約者又は被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければなりません。」との、その第二号には「事故発生の日時、場所及び事故の概要を直ちに当会社に通知すること」との定めがあること、同一五条一項には、「保険契約者又は被保険者が、正当な理由がなくて前条第二号(事故発生の通知)……の規定に違反した場合、当会社は、保険金を支払いません。」との規定が、同一五条四項には「保険契約者又は被保険者が前条第三号(事故内容の通知)……の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造した場合には、当会社は、保険金を支払いません。」との規定があることは当事者間に争いがなく、Aが事故発生後、A車が直接C所有の建物に衝突したとの虚偽の事実を警察及び控訴人に通知し、かつ、これに基づき控訴人に対し保険金を

請求した事実も当事者間に争いが無い。」

「本件では、事故通知の記載は、事故受付ブローフ(乙三)しかなく、これは代理店の記載又は通知に基づき控訴人において記載したものとみられるが、前記事故状況コメントがAの通知時の説明によるものと認められる以上、右の記載が不実であるか否かを検討すれば足りる。

もつとも、免責の効果の重大性に照らし、通知書類の記載又は通知内容のうち些細な点で不実があった場合の全てにつき保険会社が無責されるとすることは相当でなく、右の不実の対象は、事故の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況などのうち、保険会社の保険金の支払義務の有無、範囲、程度を調査、確定する上で必要とされる主要事実に限られ、これが故意により記載されたというためには、通知人が真実と異なることを認識していたというに止まらず、これにより、保険会社が事故原因の調査、損害てん補責任の有無の調査若しくはてん補額を確定するにつき、その妨げとなることの認識をも必要とするものと解される。

この見地から、本件にかかるAの事故通知(前記「事故状況コメント」)をみると、右事故状況コメントは前記のとおりであって、その後捜査により判明し、起訴された(乙四)事故の内容とは、事故の発端、損害発生の経路、

直接衝突か、B車を介しての衝突かなど、原因及び因果の経過を根本的に異にするものといわざるを得ない。

乙二八ないし三二によれば、捜査機関に対し、A及びBが供述するところは、夫婦喧嘩をしたAが、B車を発見、追跡するうち、本件事故現場付近に至り、B車が減速左折して逃がれようとしたところへ、落ちたタバコを拾おうとして前方不注視となったA車が追突し、その弾みで前方に押し出されたB車がC所有建物に衝突したというものであるが、控訴人が保険事故に該当するか否かを判別するためには、このような経緯が真実であるか否かの調査は不可欠である。

ところが、Aの前記虚偽事実の申告により、A車の追突を受けたか否かを判断する上で重要なB車が、警察の調査を受けることなく、平成九年四月三日には廃車とされてしまったため(乙一六、二二、二三)、その後の捜査により通知が虚偽であることが明らかになった時点では、後にAらが述べた事故の様相が真実であるかどうかを解明できない結果となった(乙二二、三八)。すなわち、警察の調査によれば、A車の前部バンパー左側のへこみと、B車と同型の車両の右後部バンパー部分とは符合するようであるが(乙一九)、事故の発生から警察への届出まで三時間以上を

経過していること(乙八によれば、事故の届出は当日の午後七時四〇分である。)、この間Aは保険代理店のタックス新宮の社長に電話をし、その後警察に事故の届出をしていること(乙二一)、Bは早々と廃車を決意し、その引取りを自動車解体工の亀井に求めていること(乙二三)などの事実からすれば、AがBに指示し或いはBと意を通じて控訴人の代理店に対し事故の通知をするに際し何らかの画策をした疑いは否定できないし、AとBが内縁関係にあること(乙二八)によれば、A車のへこみは本件事故後に付けられた可能性も否定できないのであり、これら諸点に徴すれば、本件事故がB車単独による事故であるのにたまたまA車に保険が付されていたことから、Cへの賠償をAの保険金によって償うべく工作した疑いを完全に払拭することはできない。

更には、追突を受けた後のB車の走行経路、B車の後部損壊の部位、程度などA車の追突事実の有無、Aの追突が過失によるものかどうか、Bに全く責任はなかったかなどの調査も不可欠というべきところ、これが不可能又は困難になったことも明らかである。

以上によれば、Aの通知内容は、控訴人による事故発生の事情、損害てん補責任の有無の調査若しくはてん補額の

確定をする上で重要な事実につき真実と異なるほか、B車の早期廃車事実をも考慮すれば、その通知内容は、控訴人によるこれらの調査を妨げる目的でなされていることも当然に推認されるから、控訴人は、約款一五条四項に基づき損害の全部につきましてん補責任を免れるものと判断される。」

〔研究〕

判旨賛成

一 商法六五八条は、「保険者ノ負担シタル危険ノ発生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ其損害ノ生シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク保険者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス」と、保険事故発生のお知らせ義務について規定している。本条の趣旨は、保険契約者又は被保険者に対して損害発生のお知らせを課すことによつて、保険者がこれに依じて損害の原因の調査、損害の種類・範囲の確定、損害防止などの善後自衛の措置を得させしめる趣旨にあるとされる（大森忠夫『保険法』〔昭和三二年、有斐閣〕一六八頁）。しかし、本条には通知義務違反の効果については規定されておらず、この点については本条文の趣旨および約款規定とその解釈によつて決せられることとなる。この点、家用自動車総合保険普通保険約

款によれば、その第一四条は、「保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知つた場合は、次のことを履行しなければなりません。」と規定しており、その二号事由として「事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること」と規定し、また、第一五条四項は、「保険契約者または被保険者が、前条第三号（略）、第四号（略）もしくは第九号の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、保険金を支払いません。」と規定する。したがつて、保険事故内容の不実通知による保険者の免責の可否が問題となつた本事実においては、これらの約款規定の解釈が問題となりうるため、以下、この点を中心に検討を加える。

二 保険事故の通知義務が問題となつた先例としては、本判決にも挙げられる最高裁昭和六二年二月二〇日判決（民集第四一巻一五一九頁）がある。これは約款のいわゆる六〇日条項違反が問題となつた事実であるが、最高裁は「右事故通知義務は保険契約上の債務と解すべきであるから、保険契約者又は被保険者が保険金を詐取し又は保険者の事故発生の事情の調査、損害てん補責任の有無の調査若

しくはてん補額の確定を妨げる目的等保険契約における信義誠実の原則上許されない目的のもとに事故通知をしなかつた場合においては保険者は損害のてん補責任を免れうるものというべきであるが、そうでない場合においては、保険者が前記の期間内に事故通知を受けなかつたことにより損害のてん補責任を免れるのは、事故通知を受けなかつたことにより損害を被つたときにおいて、これにより取得する損害賠償請求権の限度においてであるというべきであり、前記一四条もかかる趣旨を定めた規定にとどまるものと解するのが相当である。」と判示する。これによれば、保険事故の通知義務は、あくまで保険契約上の債務であるから、原則としてその義務違反は債務不履行として損害賠償の対象となるのみである（大森・前掲書一六八頁）。確かに、保険事故の通知義務は、——契約の当事者とはならない被保険者にまで義務が課されていることを除けば——通常の債務となら異なるものではないといえる。したがって、一律に義務違反を免責としてしまうのではなく、原則として債務不履行（民法四一五条）に基づく損害賠償請求権が発生し、これの限度において保険者は保険金支払義務を免れるという最高裁の態度は正当であると考えられる。換言すれば、昭和六二年最高裁判決は、保険約款で保険者免責と定

められていても必ずしもそのとおりの効果が認められるとは限らないと判示している点において、画期的な判決であるといえよう（坂口光男「事故発生通知義務と約款規定」『商法（保険・海商）判例百選（第二版）』三四頁）。

三 しかし、前掲の最高裁判決の原則論を貫けば、事故の通知義務は「真性の義務（大森・前掲書一六八頁）」として捉えられるために、義務違反によつても損害が発生していることを保険者の側で立証できない限り、保険金支払義務に応じなければならないという不当な結果にもつながりかねない（西島梅治『保険法（第三版）』（平成一〇年、悠々社）一一二頁。なお、通知義務については、竹濱修「事故発生時の通知義務等の違反効果について」文研論集七十一号一—三頁以下参照）。そこで、昭和六二年判決は、「保険契約者又は被保険者が保険金を詐取し又は保険者の事故発生事情の調査、損害のてん補責任の有無の調査若しくはてん補額の確定を妨げる目的等保険契約における信義誠実の原則上許されない目的のもとに事故通知をしなかつた場合においては保険者は損害のてん補責任を免れうる」と判示している。この定式に従えば、事故発生時の通知義務違反に関しては、「保険金詐取」のケースと「保険契約における信義

誠実の原則上許されない目的」のもとになされるケースという二つの類型に当てはまる限りにおいて、保険者免責という効果を生じさせることとなる。前者の保険金詐取のケースにあつては、実際には発生していない事故について虚偽の事故通知がなされた場合や、あるいは故意の事故招致の場合が代表的だといえようが、こうした場合にあっては、通常、保険契約者・被保険者に保険金を詐取する意図までが存在している。しかし、本件は、事故の通知内容が当初と食い違つており、さらにB車の早期廃車によつて、保険者の側で事故内容を確定することができなくなつたというケースである。つまり、本件は保険事故発生に対して向けられた保険契約者・被保険者の故意が問題になつてゐるのではなく、保険事故発生後の不実の事故通知に向けられた故意が問題となつてゐる。この点、本判決は、まず「不実の対象は、事故の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況などのうち、保険会社の保険金の支払義務の有無、範囲、程度を調査、確定する上で必要とされる主要事実に限られ」として、不実の対象となる事項に限定を加える。この不実の対象となる事項については、当該保険契約の目的である保険金額の算定の基準事項として捉えられるが、すべての不実事項を対象とするのではなく、一定の限定を

加えることは、当事者が一定の危険そのものを契約の目的としている保険契約にあつては当然の要請であるといえよう。というのも、判旨の提示するこれらの事項は、当該責任保険契約が担保する損害賠償請求権の発生・不発生および、その損害賠償請求権をてん補することが本保険契約の内容たりうるかを確定する上で必要となる主要な事項だからである。そうして、その上で「これが故意により記載されたというためには、通知人が真実と異なることを認識していたというに止まらず、これにより、保険会社が事故原因の調査、損害てん補責任の有無の調査若しくはてん補額を確定するにつき、その妨げとなることの認識をも必要とする」と二重認識までもが必要とされると判示する。本件案にあつては、A車がB車に衝突して、そのはずみでB車がC所有の建物等に衝突したようであるが、当初はこれを、A車が直接C所有の建物等に衝突したとしており、また、判旨によれば、Bが直接C所有の建物等に衝突し、そののちにA車がB車に衝突させたのではないかという疑念までもが提示されていることからすれば、前者の「通知人が真実と異なることを認識していた」という要件には該当するであろうし、また、後者の故意についても、B車の早期廃車の事実から、保険者が事故発生の経緯、損害額を確定す

ることを妨げていることからすれば、この要件も満たすこととなるであろう。判旨がこれらの二重の認識までもを要求するのは、その効果が免責という非常に強い効果であるために、この効果とのバランスを図っているものと思われる。

四 本件では、C に対して共済金を支払った D (のちに X) は、A に対する求償金請求訴訟によって、利息を含めた判決を得ている。本件においても当事者は求償金請求訴訟の結果を前提としているためか、Y は、A に対する保険金支払義務の存否を争う段階において、そもそも保険事故が発生していないという主張はしていない。つまり、本事例においては、X の A に対する求償金債権は存在するという前提に立って争われている。たしかに、Y と A との間の自動車保険契約は、責任保険契約であることから、すくなくとも、C の A に対する損害賠償請求権が発生し、そうして C に代位して求償権を取得した X は、この求償権について判決を得ている以上、Y A 間の保険契約における保険事故は既に発生しているといえよう。したがって、本事案において、上述の免責という効果は、保険事故が発生したという前提に立った上で、それにもかかわらず保険者が保険

金を支払わないための理論構成として機能している。このように、いったん発生したはずの保険金請求権が、保険者の一定の所為に基づいて免責されてしまう根拠は、昭和六年の最高裁判決と本判決の理論構成によれば、「保険契約における信義誠実の原則」に基づくことになる。

保険契約は善意の契約または最大善意の契約であるということは、古くから学者の唱えるところである(野津務『新保険契約法論』(昭和四〇年、中央大学生協出版局)七八頁以下)。このことは民法一般に説かれるところの信義誠実の原則(民法一条二項)と同様に、あらゆる法および準則において見られるとはいっても、保険契約の本質を考えるとときには一層重要に機能する原則である。そうして、このような「保険契約における信義誠実の原則」は、「実定法にさだめらるる抽象的な規範を適用するに当り具体的な各場合の特殊性に当てはまる妥当な結果を得んがための努力の表現(野津務『保険法における信義誠実の原則』(昭和四〇年、中央大学生協出版局)三五頁)」であり、それはいかなる範囲と方向においてであつても「具体的衡平の原則 (Prinzip der konkreten Billigkeit) (野津・前掲『信義誠実』三五頁)」の実現を要求する規範であるとされる。すなわち、通常の契約において見られる信義誠実の原

則も、契約当事者間の具体的衡平に向けられて機能するのは当然であるところ、保険契約にあつてはいつその衡平が要求されるというものである。この見解は、一方において保険契約が他の契約とは異なつた性質を有するという保険契約の特質を言い表しているが、他方において、なぜ保険契約だけが他の契約に比して強固にかような原則が作用しなければならぬのかという説明については未だ明確さを欠いているといえよう。

したがつて、このような当事者の衡平を実現する契約類型を、保険制度論においてではなく、広く一般的な契約理論として確立する場合、われわれはこの原則を保険契約が射倅契約に属するという点から導き出すことになる。すなわち、本件のように保険契約者、被保険者に対して信義誠実の原則に則つた形で保険事故の通知をするという要請は、保険契約が射倅契約であることに基づくという見解が、日本においても見ることが出来る。たとえば、大森博士は、保険契約の射倅契約性を説明するにあたり、「偶然によつて事を決すべきことを本質とする射倅契約においては、当事者のある種の行態によりこの本質に反する結果を生ずることを抑制するため、当事者間の衡平ないし信義誠実則を特別に強調する必要が認められる」と述べ、その一例とし

て商法六五八条を提示する(大森・前掲・八四頁)。たしかに、偶然の事件によつて当事者の法律関係に変動を及ぼす射倅契約においては、当事者間の衡平ということは、——実定契約以上に——重視されうるのである。というのも、射倅契約にあつては、原則として当事者が不知の将来の出来事について合意されるのであるから、不確実な事件の内容および事件の発生・不発生の結末に關しては、当事者の衡平のもとに、確認されなければならないからである。要するにこうした当事者間の衡平の原則は、保険契約(商法六二九条、六七三条)のみならず、終身定期金(民法六八九条)、賭博、先物取引、をはじめとした射倅契約一般に認められる法的性質なのである。

五 上述のように、保険契約は射倅契約であるという視点から、保険契約における当事者間の衡平を強調する見解は、近年のフランスにおいても見ることが出来る。すなわち、フランス保険法典によれば、L113-2において、被保険者・保険者の義務が定められているが、その四号は、「保険者の責任を発生させる性質を有するすべての事故について、それを知ったとき、また遅くとも契約によつて定められた期間内に保険者に対して通知すること。この期間は五

営業日より短くしてはならない。」と規定する。そうして、この通知の遅滞の効果は、保険者がその通知の遅滞によって損害を被ったことを証明するときのみ、被保険者に対抗することができる(同条四項)と規定しているために、フランスにおいては制定法のかたちで、前述の最高裁昭和六二年判決が示す原則的な判断枠組みを有しているといえる。

この条文の法的性質に関し、保険契約を特徴づける最も重要な法的性質のひとつである射倅契約からアプローチする立場によれば、以下のような説明がなされる。すなわち、当事者が不確実な事件の成否について合意をしている射倅契約にあっては、契約関係者に対して「不確実性に対する平等性 (Égalité face à cette incertitude)」が必要とされ、このひとつの例として挙げられるのが、「付保された危険に対する不実通知 (les fausses déclarations du risque garanti)」である。そうして射倅契約にあっては、「こうした不確実性についての偶然性 (alea)」が契約の要素となりうべきものであるから、こうした不確実性に対して当事者のいづれかに衡平を欠いた場合には、本来は合意の瑕疵 (un vice du consentement) を基礎付けるといふものであ^る (Alain BÉNABENT, Droit civil, Les contrats spéciaux civils et commerciaux, 4^e éd., 1999, n° 927)。

つまり、実定契約とは異なり、射倅契約にあっては、当事者が知らない偶然の事件の成否に互いの具体的な債権・債務の発生・消滅をからしめるところに契約構造の特徴が存在するのであるから、偶然性 (alea) というところが当事者の合意の要素的内容となる。そうして、当事者の不知の内容に関しての実現の成否というものは、すくなくとも契約当初にあっては、当事者には理解できないところに射倅契約としての特徴があるのだから、事件の発生・不発生に対する当事者の情報収集に関しても、衡平が必要とされ、このことは偶然性に関する合意である射倅契約の構造が有する性質であるといえよう。すなわち、約定の事故が発生した後にあつても、事故内容についての調査は当事者双方の衡平の下に行われるということが当該契約の前提となっており、この衡平性を担保するために、前述のような内容の約款が規定されているのである。これらの約款規定違反の効果は本来的には債務不履行責任として捉えられるものであるが、相手方の事故発生の調査を妨害するということは、当事者が偶然性の結末について知りえなくなつてしまふという意味において、当事者が合意した偶然性を破壊することになる。この意味で、保険契約を一例とする射倅契約にあっては、当事者間の衡平ないし信義誠実の

原則は、通常の契約に比べていっそう重視されることとなるのである。

六 本判決は、最高裁昭和六二年判決を前提としており、その中で判示される「保険契約における信義誠実の原則」の具体例であり、保険事故の不実通知によって保険者が免責を受けるための要件の提示とそのあてはめを行った判決であると理解することができる。そうしていま一度、具体的に本案のもとで保険者がどのようにに衡平を害されているのかを検討すると、以下の通りになる。まず、本件においては、当初の事故通知とは内容が異なった通知がなされているが、このことは契約の相手方である保険者の事故発生の事情、損害てん補責任の有無の調査若しくはてん補額の確定をする上で、真実と異なるといえ、さらにB車を早期に廃車としていことから考えるのであれば、保険者の当該事故調査を妨げているものといわざるを得ない。したがって、この事案のもとでは、本来当事者が有するべき事故内容に向けられた当事者の衡平な状態は、保険契約者によって破られているものといえるであろう。こうして事故の成否の具体的な状況が保険者にとって確認できない以上、当事者の合意の基礎をなす偶然性は欠けてしまい、この結

果、保険者は免責されることなる。
以上の検討から、本件判旨に賛成する。

西原 慎治